

ヤフー株式会社と災害に係る情報発信等に関する協定の締結について

1 趣旨

中野区内の地震、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備えて、中野区が区民等に対して必要な情報を迅速に提供し、中野区の行政機能の低下を軽減させるため、中野区とヤフー株式会社が互いに協力して、中野区域内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーサービス上に掲載するなどの取り組みを行うことを目的に「災害に係る情報発信等に関する協定」を締結したので報告する。

2 概要

（１）協定事業者

東京都港区赤坂九丁目 7 番 1 号
ヤフー株式会社

（２）主な協定内容

① 本協定における取り組み

- (ア) ヤフー株式会社が中野区の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として中野区の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
- (イ) 中野区が中野区域内の避難所等の防災情報をヤフー株式会社に提供し、ヤフー株式会社がこれらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- (ウ) 中野区が中野区域内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフー株式会社に提供し、ヤフー株式会社がこれらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- (エ) 中野区が災害発生時の中野区域内の被害状況、ライフラインに関する情報及び避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフー株式会社に提供し、ヤフー株式会社が、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

② 費用負担

前条に基づく中野区およびヤフー株式会社の対応は、別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

③ 情報の周知

ヤフー株式会社は、中野区から提供を受ける情報について、中野区が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフー株式会社が適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。

ただし、ヤフー株式会社は、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

3 協定締結日

平成27年9月2日